

【重要】災害共済給付金請求事務についての留意事項

- 医療費の請求には時効があります。療養月(医療機関で治療を受けた月)から2年間請求を行わない月は時効となり、医療費の支給対象外となりますので忘れずに早めに学校から請求ください。ただし、2年経過していない療養月分は支給対象となります。

(例)医療機関の療養月が、令和7年4月分については、令和9年4月末日までに学校から設置者(県)に請求しないと時効になります。
- 医療費の請求は、診察開始後10年間支給対象となります。卒業後は在籍していた学校から請求することになりますので、時効とならないように留意ください。
- 公費負担医療制度とは、国民保険や社会保険ではなく、マル福など自治体等による医療負担制度です。利用した場合には、医療機関または保護者に自己負担した金額の記入をお願いします。包帯等の保険適用外の自己負担費用は除きます。
- 7,000点以上の高額療養費の請求については、別途、高額療養状況の届が必要となります。医療点数等により、所得証明等の添付が必要になる場合がありますのでご確認ください。
- 学校管理下の災害の負傷又は疾病が治った後に後遺障害が残った場合又は、死亡した場合は見舞金が支給されます。障害見舞金の請求は、医師の診断により負傷・傷病が治った日又は症状の固定した日の属する月の翌月から2年後に時効となります。支給後は、医療費は支給されませんので留意ください。また、死亡見舞金は、死亡日の翌日より2年後に時効となります。

※ 日本スポーツ振興センターへの請求には、学校及び設置者の事務手続きに数か月を要しますので、関係書類等は早めに提出してください。